

協力の上、地方入国管理局等に報告を行うことが必要です。

また、失踪事例の取扱いは、上記(1)⑬の第一次受入れ機関の項で挙げたものと同様です。

### (3) 送出し機関の役割

送出し機関は、研修生が修得した技術等を帰国後活用することから、研修制度による効果を直接的に享受する立場にあるといえ、研修の適正な運用に協力することが求められます。

また、実際の研修生の選抜には、現地のニーズなどを良く承知している送出し機関が重要な役割を担っています。

具体的には以下各事項について、受入れ機関から送出し機関に対して協力を求めて、送出し機関が実施することが重要であり、また、受入れ機関は、各事項が適正に行われていることを確認してください。

#### ① 適正な研修生の選抜

送出し機関においても受入れ機関と協力して研修生の適正な人選を進める必要があります。研修生の選抜については、上記(1)⑥の第一次受入れ機関の項で挙げたものと同様です。

#### ② 我が国の研修・技能実習制度に対する認識

研修生と同様、送出し機関も研修・技能実習制度についての正しい認識を持つことが必要です。

送出し機関は、研修生を「労働者」として募集し、我が国に派遣するものであってはなりません。あくまでも、技術等の移転のために、我が国での研修・技能実習事業に参画しているという認識を持つことが必要です。

#### ③ 十分な事前研修の実施

事前研修は義務ではありませんが、日本語教育及び我が国で行う研修内容の導入等を事前に行うことは、研修を円滑に行い、研修全体の効果を上げることにつながります。事前研修の時間数等によっては研修告示により本邦での非実務研修の時間が短縮されることもありますので、積極的に行うことが望ましいものです。

#### ④ 保証金等の適正化

失踪防止等を名目として、研修生本人から保証金等を徴収している送出し機関があります。中には高額な保証金を徴収しているケー